官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○ぶどう糖の日本農林規格の一部を改正する件（農林水産一一五二）　一
○ぶどう糖についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同一一五三）　一
○飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件（同一一五四）　二
〔その他告示〕
○消防法施行規則第四条の四第五項に規定する防炎表示登録表示者の公示に関する件（消防庁五）　二
○バングラデシュ人民共和国における選挙支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（外務二七四）　三
○中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（財務一九七）　三
○雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件（厚生労働二〇一）　五
○雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき同条第一項第一号に規定する控除額を変更する件（同二〇二）　五
○雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件（同二〇三）　五
○雇用保険法第六十一条の十二第九項の規定に基づき、雇用保険法第六十一条の十二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める額を定める件の一部を改正する件（同二〇四）　五
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設等として指定した件（防衛一六九）　六
○防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則第六条の規定に基づき、対象施設の管理者として指定した件（同一七〇）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（中国地方整備局五六）　七
〔人事異動〕
内閣　内閣府　最高裁判所　八
〔叙位・叙勲〕　八
〔官庁報告〕
産業　九
日本産業規格（経済産業省）　九
〔公告〕
諸事項　一五
官庁　一五
有権者申出方関係　一五
裁判所　一五
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一五
会社その他　二六

法規的告示

○農林水産省告示第千百五十二号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、ぶどう糖の日本農林規格（平成二年農林水産省告示第千四百十二号）（ＪＡＳ一四一二）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年七月二十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和七年八月二十一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現にこの告示による改正前のぶどう糖の日本農林規格により格付の表示が付されたぶどう糖及び附則第三項の規定に基づき格付の表示が付されたぶどう糖については、なお従前の例による。

3　この告示の施行の日から起算して、一年を経過した日までに行われるぶどう糖の格付については、この告示による改正前のぶどう糖の日本農林規格の規定の例によることができる。

○農林水産省告示第千百五十三号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、ぶどう糖についての取扱業者の認証の技術的基準（平成十二年農林水産省告示第千三百三十五号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和七年八月二十一日から施行する。

（経過措置）

2　ぶどう糖の日本農林規格の一部を改正する件（令和七年七月二十二日農林水産省告示第千百五十二号）附則第三項の規定に基づき格付を行う場合におけるぶどう糖についての取扱業者の認証の技術的基準については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千百五十四号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第十七条の規定に基づき、飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和五十四年農林水産省告示第千百八十二号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和七年八月二十一日から施行する。

（経過措置）

2　ぶどう糖の日本農林規格の一部を改正する件（令和七年七月二十二日農林水産省告示第千百五十二号）附則第三項の規定に基づき格付を行う場合における飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法については、なお従前の例による。

その他告示

○消防庁告示第五号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の四第五項に規定する登録表示者として左記の者を登録したので、同条第七項の規定に基づき、公示する。

令和七年七月二十二日

消防庁長官　大沢　博

ＡＥ―⑬―1326	株式会社funbox
Ｅ―⑬―48072	株式会社図工室
Ｅ―㉓―48073	有限会社正和商店
Ｅ―⑪―48085	冨岡　満夫
Ｅ―㊵―48090	株式会社ネクストイノベーション
Ｅ―①―48074	アタカシーエス株式会社
Ｅ―①―48076	株式会社smallsh
Ｅ―①―48082	前田　紀幸
Ｅ―㊸―48088	株式会社松床
Ｅ―㊺―48078	油井　治晃
Ｅ―㊵―48089	株式会社笑和
Ｅ―㉓―48094	有限会社貴建
Ｅ―⑫―48084	株式会社リグホーム
Ｅ―⑦―48092	上野株式会社
Ｅ―①―48096	株式会社Ｄ・Ｈ
Ｅ―㉓―48111	七原　尚正
Ｅ―㉓―48095	株式会社ルームスタッフ
Ｅ―⑩―48101	合同会社Plus Style
Ｅ―㊸―48104	御幸内装株式会社
Ｅ―㊸―48105	新原　孝之
Ｅ―①―48069	モジュール株式会社
Ｅ―㉗―48107	南　　信幸
Ｅ―㉗―48108	島田　尚洋
Ｅ―㉗―48112	株式会社ＣＲＡＣＫ
Ｅ―⑬―48102	落合　　淳
Ｅ―⑫―48113	株式会社エフケイワン
Ｅ―㉓―48114	松田装飾株式会社
Ｅ―④―48086	トータルインテリアHiro Planning
Ｅ―⑬―48093	株式会社Lepo
Ｅ―①―48109	廣尾　恵美
Ｅ―⑧―48098	株式会社三現
Ｅ―㊱―48103	株式会社八木
Ｅ―①―48117	高橋　秀彰
Ｅ―㉓―48110	株式会社ジオクル
Ｅ―⑬―48097	新陽株式会社
Ｅ―⑬―48100	株式会社ウエテリア
Ｅ―㊶―48122	株式会社インテリア山崎
Ｅ―㊲―48127	インテリアcub３株式会社
Ｅ―㉘―48115	梶原ひかり
Ｅ―㊷―48121	隠崎　薫文
Ｅ―①―48106	大澤　将利
Ｅ―⑮―48125	合同会社長谷川表具内装
Ｅ―㉗―48116	株式会社グランルーム
Ｅ―⑬―48119	株式会社フォーサイト
Ｅ―①―48131	株式会社コウケンデザイン
Ｅ―㊼―48123	株式会社ＥＹＥ’ｓ
Ｅ―㉗―48126	井ノ元秀和
Ｅ―㉗―48147	谷口　宣博
Ｅ―㉗―48099	株式会社泉陽商会
Ｅ―⑭―48118	有限会社ソウルマティックス
Ｅ―⑬―48120	株式会社丸清内装
Ｅ―㉒―48129	松尾　一平
Ｅ―⑩―48134	アクシー株式会社
Ｅ―㉝―48146	清宗　敦哉
Ｅ―⑦―48124	有限会社ニューサービス企画
Ｅ―⑮―48133	有限会社佐松組
Ｅ―㉓―48142	舌古　拓巳
Ｅ―㉓―48144	株式会社善導
Ｅ―㉒―48143	松永　和富
Ｅ―㉗―48151	マックス電気合同会社
Ｅ―㉓―48128	有限会社カネイ
Ｅ―⑬―48135	株式会社イービレッジ内装
Ｅ―⑨―48136	有限会社ステイアート
Ｅ―㊵―48139	AB&Co.株式会社
Ｅ―㊵―48140	合同会社山口内装
Ｅ―㉟―48141	白井　花奈
Ｅ―①―48145	誠ＦＬＯＯＲ株式会社
Ｅ―㊼―48152	株式会社當山装會
Ｅ―㊵―48154	株式会社ＭＩＮＡＭＩ
Ｅ―⑫―48137	株式会社Ｈ＆Ｔ
Ｅ―㊺―48153	株式会社Ｋデザイン
Ｅ―㉞―48130	株式会社コアテクト
Ｅ―⑭―48148	有限会社彩光社
Ｅ―③―48132	阿部　　勇
Ｅ―③―48138	及川　英子
Ｅ―①―48159	岡崎　孝**吉**
Ｅ―①―48161	佐藤　健一
Ｅ―㊵―48162	株式会社長建築
Ｅ―㉘―48164	株式会社isM
Ｅ―㉒―48149	株式会社ファンテリック
Ｅ―⑬―48155	株式会社グラシア
Ｅ―㊳―48157	株式会社軸と品格
Ｅ―⑪―48160	合同会社ＭＢ　Plus
Ｅ―㉗―48158	株式会社DRworks
Ｅ―㉗―48163	株式会社ピックアップ
Ｅ―㉒―48170	若月　教志
Ｅ―⑬―48175	株式会社kick it
Ｅ―⑧―48150	藤原　和樹
Ｅ―⑫―48156	有限会社アイズ建設
Ｅ―①―48169	伊吹　政美
Ｅ―⑪―48178	株式会社ハンズ
Ｅ―⑦―48166	株式会社トヨネスト福島営業所
Ｅ―⑨―48165	西城　和也
Ｅ―⑬―48168	高橋　香織
Ｅ―⑬―48173	株式会社Forte-craft.
Ｅ―⑳―48183	石川　芳彦
Ｅ―⑱―48189	株式会社ふじ装美
Ｅ―⑬―48167	株式会社Revive
Ｅ―㉒―48171	株式会社ＦＯＲＥＳＴ
Ｅ―⑫―48176	Suemaru FT INNOVATORS株式会社
Ｅ―㉑―48186	東　正太郎
Ｅ―㉚―48187	株式会社カツウラ建装
Ｅ―㉗―48188	大村美創株式会社
Ｅ―㉓―48172	株式会社アトリウム
Ｅ―①―48184	株式会社ちいさなリフォームハウス
Ｅ―①―48185	野村　健次
Ｅ―⑪―48174	合同会社ＲＩＳＨＵ
Ｅ―⑭―48177	株式会社８
Ｅ―⑨―48180	株式会社メガステップ
Ｅ―㊼―48192	株式会社インテラ
Ｆ―⑬―1735	オンリー株式会社
Ｆ―⑬―1748	株式会社Moodify
Ｆ―⑬―1750	株式会社センプレデザイン
ＦＥ―㉗―1734	永大産業株式会社
ＦＥ―⑬―1747	株式会社Feel Live
ＦＥ―㉗―1746	株式会社モリヨシ

○外務省告示第二百七十四号

令和七年七月二日にダッカで、バングラデシュ人民共和国における選挙支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　選挙支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億九千五百万円

3　署名者

日本側　シュ田齋伸一在バングラデシュ大使

国際連合開発計画側　ンスラファン・ラデシュ事務所ーリ代表在バングラデ

令和七年七月二十二日

外務大臣　岩屋　毅

○財務省告示第百九十七号

中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項に規定する調査を行うこととしたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月二十二日

財務大臣　加藤　勝信

一　関税定率法（以下「法」という。）第八条第四項の規定による求めをした者（以下「申請者」という。）の名称及び住所

名称	住所
日本製鉄株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目六番一号
日本冶金工業株式会社	東京都中央区京橋一丁目五番八号
ナス鋼帯株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目一番一号
日本金属株式会社	東京都港区芝五丁目二十九番十一号

二　法第八条第五項の調査（以下単に「調査」という。）に係る貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

(一)　品名　ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板

(二)　銘柄及び型式　冷間圧延をしたステンレス鋼のフラットロール製品（ニッケルの含有量が全重量の〇・六％を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないか、厚さ、幅及び形状を問わず、めつきし、被覆し、クラッドし又は製品に対する最終加工を経た後であっても製品の表面に孔を開けてあるものを除く。）。商品の名称及び分類についての統一システム（ＨＳ）の品目表第七二一九・三一号、第七二一九・三二号、第七二一九・三三号、第七二一九・三四号、第七二一九・三五号、第七二一九・九〇号、第七二二〇・二〇号又は第七二二〇・九〇号に分類される。

(三)　特徴　鉄に一〇・五％以上のクロムを含有した合金鋼であり、耐食性等、鋼自体が持つ機能性と製造方法からくる美麗で清潔感ある意匠性を兼備する点に特徴があり、様々な需要分野で使用される鋼である。

三　調査対象貨物の供給者及び供給国又は地域

(一)　供給者（不当廉売関税を課することを求める書面に記載されている者）　別表のとおり

(二)　供給国又は地域　中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域（以下「台湾」という。）

四　調査を開始する年月日　令和七年七月二十二日

五　調査の対象となる期間

(一)　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項　令和六年一月一日から令和六年十二月三十一日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令（以下「令」という。）第二条第三項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する事項については、生産者の会社設立の時から同日まで）

(二)　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項　令和四年一月一日から令和六年十二月三十一日まで

六　調査の対象となる事項の概要

(一)　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

イ　調査対象貨物の正常価格（法第八条第一項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）

ロ　調査対象貨物の本邦向け輸出価格

ハ　調査対象貨物の正常価格と本邦向け輸出価格との差額（以下「不当廉売差額」という。）

ニ　その他不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項

(二)　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

イ　不当廉売された調査対象貨物の輸入量

ロ　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の当該調査対象貨物と同種の貨物の価格に及ぼす影響

ハ　不当廉売された調査対象貨物の輸入が当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響

ニ　その他不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に関し参考となるべき事項

七　申請者の主張の概要

(一)　申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事実

申請者は、本邦において調査対象貨物と同種の貨物を生産及び販売している者であり、令和六年一月一日から令和六年十二月三十一日までにおける当該同種の貨物の本邦における総生産高に占める申請者の生産高の割合は五十パーセント超である。

(二)　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実

イ　正常価格について、中国から輸出される調査対象貨物については中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における調査対象貨物と同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格を採用した。台湾から輸出される調査対象貨物については当該調査対象貨物の生産費に台湾で生産された当該調査対象貨物と同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格を採用した。

ロ　本邦向け輸出価格については、調査対象貨物に係る本邦の輸入通関価格から海上輸送費等を控除して算定した。

ハ　イ及びロにより、中国又は台湾を供給国とする調査対象貨物に係る令和六年一月一日から令和六年十二月三十一日までの不当廉売差額率（不当廉売差額を本邦向け輸出価格で除したものをいう。）を算出すると、中国を供給国とするものについては二十パーセントから五十パーセントの間となり、台湾を供給国とするものについては三パーセントから二十パーセントの間となる。

(三)　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

イ　調査対象貨物の輸入量は、令和四年から令和六年までの間に、中国から輸出された調査対象貨物は五万三千七百六十七トンから七万五千四百八十一トンに増加し、台湾から輸出された調査対象貨物は五万二千三百七トンから四万七千九百三十二トンに減少したものの、同期間において、国内需要量に占める当該輸入量の割合はそれぞれ上昇した。

ロ　調査対象貨物の国内販売価格は、令和四年から令和六年までを通じて本邦の当該調査対象貨物と同種の貨物の国内販売価格を大幅に下回っており、その結果、国内需要家が当該同種の貨物から調査対象貨物に切り替えを進めたことで当該同種の貨物の国内販売量が大幅に減少し、また、値下げを余儀なくされ、本邦の産業は製造原価の上昇に見合った価格設定を妨げられた。

ハ　イ及びロにより、営業利益が減少するなど、本邦の産業に実質的な損害が生じた。

ニ　さらに、中国国内の生産能力は増加傾向にあり、台湾国内の生産能力は安定的に推移しているところ、いずれも十分な余剰生産能力を有しているだけでなく、既に調査対象貨物の在庫を大量に保有している。また、世界的にも主要な市場である米国、ＥＵ及び韓国等では、既に調査対象貨物と同種の貨物に不当廉売関税を課しているため、中国及び台湾としてもこれらの国又は地域に対する輸出の拡大が困難な状況である一方、本邦の市況価格は近隣の中国、台湾及び韓国よりも高いことから、調査対象貨物の輸入量は今後も増加する可能性が高い。

ホ　調査対象貨物の国内販売価格は、令和四年から令和六年までを通じて下落傾向が続いており、今後も下落傾向が続き、その価格圧力により本邦の当該調査対象貨物と同種の貨物の価格も引下げを余儀なくされることが想定される。

ヘ　ニ及びホにより、保護的措置がとられない限り、追加的な不当廉売輸入による実質的な損害が生じるおそれがある。

八　令第十条第一項前段及び第十条の二第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、令第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、令第十二条第一項の規定による対質の申出、令第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限

(一)　証拠の提出及び証言についての期限　令和七年十月二十二日

(二)　証拠等の閲覧についての期限　令第十六条第一項に規定する不当廉売関税を課することの決定、同条第二項に規定する不当廉売関税を課さないことの決定又は同条第三項に規定する調査を取りやめることの決定に係る告示の日

(三)　対質の申出についての期限　令和七年十一月二十五日

(四)　意見の表明についての期限　令和七年十一月二十五日

(五)　情報の提供についての期限　令和七年十一月二十五日

なお、これらの手続のほか、供給者及び本邦企業の実態調査（現地調査を含む。）を行う予定である。

九　その他参考となるべき事項

(一)　本件について、令第二条第三項の規定において中国を原産地とする調査対象貨物の生産者が明確に示すこととされている特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれるものとする。

イ　価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（当該調査対象貨物の原産国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。ニにおいて同じ。）の重大な介入がない事実

ロ　主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実

ハ　労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実

ニ　生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実

ホ　会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

(二)　証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供の宛先

東京都千代田区霞が関三丁目一番一号　財務省関税局関税課特殊関税調査室

(三)　その他

イ　本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。

ロ　本調査の開始にあたり、令第十条第二項前段及び第十条の二第二項前段の規定による証拠の提出を求めるため、前記三(一)の供給者及びその他の調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及び経済産業省のホームページに掲載する。

当該質問状の送付を受けた利害関係者は所定の期限までに回答を行うものとし、利害関係者であるにもかかわらず、本告示の日から七日以内に当該質問状の送付を受けなかった者は、本告示の日から十四日以内に前記(二)の宛先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出た上で、財務省若しくは経済産業省のホームページから当該質問状を入手し、又は当該質問状の送付を受け、所定の期限までに回答を行うものとする。

調査対象貨物の供給者（不当廉売関税を課することを求める書面に記載されている者）

別表

国又は地域名	供給者
中国	SHANXI TAIGANG STAINLESS STEEL CO., LTD. Shanxi Taigang Stainless Steel Strip Co., Ltd. Tianjin TISCO&TPCO Stainless Steel Co., Ltd. NINGBO BAOXIN STAINLESS STEEL CO., LTD. POSCO (Zhangjiagang) Stainless Steel Co., Ltd. Qingdao Pohang Stainless Steel Co., Ltd. Angang Lianzhong Stainless Steel Corporation Gansu Jiu Steel Group Hongxing Iron And Steel Co Ltd Shandong Taishan Steel Group Co., Ltd. Shandong Taiji New Material Technology Co., Ltd. Shandong Taishan Stainless Steel Co., Ltd. Guangxi Beibu Gulf New Materials Co., Ltd Foshan Chengde New Material Co., Ltd. Beicai Nantong Metal Technology Co., Ltd. Baosteel Desheng Stainless Steel Co., Ltd. Shandong Hongwang Industrial Co., Ltd. FUJIAN HONGWANG INDUSTRIAL CO., LTD Yangjiang Hongwang Industrial Co., Ltd. Zhaoqing Hongwang Metal Industry Co., Ltd. Jiangsu Yongjin Metal Technology Co., Ltd. Yongjin Technology Group Co Ltd Guangdong Yongjin Metal Technology Co., Ltd. Fujian Yongjin Metal Technology Co., Ltd. Gansu Yongjin Metal Technology Co., Ltd. FUJIAN FUXIN SPECIAL STEEL CO., LTD Jiangsu Delong Nickel Industry Co., Ltd Guanghan Tian Cheng Stainless Steel Products Company Limited Guangdong Runxin Industrial Investment Co., Ltd. Wuxi Shuoyang Stainless Steel Co., Ltd Anhui Baoheng Advanced Material Technology Co., Ltd LCG METAL MATERIAL CO. LTD Shandong Aoxing New Material Technology Co., Ltd. Guangdong Baojia Stainless Steel Industry Co., Ltd. 清远市祥麟不锈钢有限公司 FOSHAN RUIQIANG STEEL CO., LTD Guangdong Shengxin Stainless Steel Co., Ltd. Fuzhou Haili Stainless Steel Plate Co., Ltd. Changge Yulong Industrial Co., Ltd. Henan Jinhuiweide PRECISION Stainless Steel Co., Ltd. Foshan Guangfeng Steel Co., Ltd. Zhejiang Jianheng Industry Co., Ltd. Fujian Ruigang Metal Technology Co., Ltd. Lishui Yida Technology Co., Ltd. Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co., Ltd

台湾
Yieh United Steel Corp.
Walsin Lihwa Corp.
Tang Eng Iron Works Co., Ltd.
Chien Shing Stainless Steel Co., Ltd.
CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.
TAIWAN NIPPON PRECISION STRIP MATERIAL CO., LTD.
Yuan Long Stainless Steel Corp.
Tung Mung Development Co., Ltd.
China Steel Corporation
Chung Hung Steel
YC INOX CO., LTD.
Ton Yi Industrial Corp.

○厚生労働省告示第二百一号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号。以下「法」という。）第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、令和七年八月一日（以下「適用日」という。）以後の同条第四項に規定する自動変更対象額を次のように変更し、雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件（令和六年厚生労働省告示第二百五十号）は、同年七月三十一日限り廃止する。ただし、適用日前の基本手当の日額の算定、高年齢受給資格に係る離職の日が適用日前である高年齢受給資格者に係る高年齢求職者給付金の額の算定及び特例受給資格に係る離職の日が適用日前である特例受給資格者に係る特例一時金の額の算定については、なお従前の例による。

令和七年七月二十二日

厚生労働大臣　福岡　資麿

一　法第十六条第一項の規定による基本手当の日額の算定に当たって、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる額であって、法第十八条第一項及び第二項の規定による変更後の額　二千九百五十円以上五千三百四十円未満の額

二　法第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当の日額の算定に当たって、百分の八十から百分の五十（同条第二項において読み替えて適用する場合にあっては、百分の四十五）までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる額であって、法第十八条第一項及び第二項の規定による変更後の額　五千三百四十円以上一万三千百四十円以下（法第十六条第二項において読み替えて適用する場合にあっては、五千三百四十円以上一万千八百円以下）の額

三　法第十七条第四項第一号に掲げる額であって、法第十八条第一項及び第二項の規定による変更後の額　二千九百五十円

四　法第十七条第四項第二号に掲げる額であって、法第十八条第一項及び第二項の規定による変更後の額　次に掲げる受給資格者の区分に応じ、それぞれに定める額

イ　法第十七条第四項第二号イに掲げる受給資格者　一万六千九百四十円

ロ　法第十七条第四項第二号ロに掲げる受給資格者　一万七千七百四十円

ハ　法第十七条第四項第二号ハに掲げる受給資格者　一万六千百十円

ニ　法第十七条第四項第二号ニに掲げる受給資格者　一万四千五百十円

○厚生労働省告示第二百二号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十九条第二項の規定に基づき、令和七年八月一日以後の同条第一項第一号に規定する控除額を千三百九十一円に変更し、雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき同条第一項第一号に規定する控除額を変更する件（令和六年厚生労働省告示第二百五十一号）は、同年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に得た収入に係る控除額については、なお従前の例による。

令和七年七月二十二日

厚生労働大臣　福岡　資麿

○厚生労働省告示第二百三号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条第七項の規定に基づき、同条第一項第二号に規定する支給限度額を三十八万六千九百二十二円に変更し、令和七年八月一日以後の支給対象月における高年齢雇用継続基本給付金及び同月以後の再就職後の支給対象月における高年齢再就職給付金の額の算定について適用し、雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件（令和六年厚生労働省告示第二百五十二号）は、同年七月三十一日限り廃止する。ただし、同月以前の支給対象月における高年齢雇用継続基本給付金及び同月以前の再就職後の支給対象月における高年齢再就職給付金の額の算定については、なお従前の例による。

令和七年七月二十二日

厚生労働大臣　福岡　資麿

○防衛省告示第百六十九号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和七年八月一日から施行する。

令和七年七月二十二日

防衛大臣　中谷　元

一　陸上自衛隊勝田駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
茨城県ひたちなか市	茨城県ひたちなか市	勝倉三千四百三十三番地 大字勝倉（次の図面に示す部分に限る。） 大字武田（次の図面に示す部分に限る。） 青葉町（次の図面に示す部分に限る。）、石川町（次の図面に示す部分に限る。）、大字勝倉（次の図面に示す部分に限る。）、大字武田（次の図面に示す部分に限る。）、平一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目、表町（次の図面に示す部分に限る。）、春日町（次の図面に示す部分に限る。）並びに大成町（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第二百四号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の十二第九項の規定に基づき、雇用保険法第六十一条の十二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める額を定める件（令和六年厚生労働省告示第三百七十二号）の一部を次のように改正し、令和七年八月一日以後の支給対象月における育児時短就業給付金の額の算定について適用する。ただし、同年七月以前の支給対象月における育児時短就業給付金の額の算定については、なお従前の例による。

令和七年七月二十二日

厚生労働大臣　福岡　資麿

本則中「四十五万九千円」を「四十七万一千三百九十三円」に改める。

二　陸上自衛隊高田駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
新潟県上越市	新潟県上越市	南城町三丁目七番一号
		東城町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに南城町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	新潟県上越市	大字子安（次の図面に示す部分に限る。）、大字下箱井（次の図面に示す部分に限る。）、新南町（次の図面に示す部分に限る。）、東城町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、南城町二丁目、三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目、南本町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに本城町（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれないずれも次の図面に示す部分に限る。）並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三　陸上自衛隊金沢駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
石川県金沢市	石川県金沢市	
	石川県金沢市	
野田町一番八号	野田町（次の図面に示す部分に限る。）	大桑（次の図面に示す部分に限る。）、大桑町（次の図面に示す部分に限る。）、大桑町平（次の図面に示す部分に限る。）、ハ（次の図面に示す部分に限る。）、ム（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、ロ甲及びロ乙（次の図面に示す部分に限る。）、城南一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、長坂一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西大桑町（次の図面に示す部分に限る。）、野田一丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、野田町（次の図面に示す部分に限る。）、野田町ソ（次の図面に示す部分に限る。）、チ（次の図面に示す部分に限る。）、ツ（次の図面に示す部分に限る。）、ト（次の図面に示す部分に限る。）、ヘ（次の図面に示す部分に限る。）、ル、レ及びワ、平和町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに法島町（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれないものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四　陸上自衛隊那覇訓練場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
沖縄県那覇市	沖縄県那覇市	字小禄石大庭原千八百三十八番地一	
		字安次嶺（次の図面に示す部分に限る。）、字小禄（次の図面に示す部分に限る。）及び字鏡水（次の図面に示す部分に限る。）	
	沖縄県那覇市	赤嶺一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、字安次嶺（次の図面に示す部分に限る。）、字小禄（次の図面に示す部分に限る。）、字大嶺（次の図面に示す部分に限る。）、字鏡水（次の図面に示す部分に限る。）、字当間（次の図面に示す部分に限る。）、垣花町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、金城一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、住吉町一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに山下町（次の図面に示す部分に限る。）	次に掲げる点を順次結んだ線及び一に掲げる点と二に掲げる点を結ぶ海岸線により囲まれた海域
			一　北緯二十六度十三分、東経百二十七度三十九分十五秒の点 二　北緯二十六度十二分四十九秒、東経百二十七度三十九分四十一秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

○防衛省告示第百七十号

防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（令和元年防衛省令第三号）第六条の規定により、対象施設の管理者を次のとおり指定し、令和七年八月一日から施行する。

令和七年七月二十二日

防衛大臣　中谷　元

対象施設	対象施設の管理者
陸上自衛隊勝田駐屯地	勝田駐屯地司令
陸上自衛隊高田駐屯地	高田駐屯地司令
陸上自衛隊金沢駐屯地	金沢駐屯地司令
陸上自衛隊那覇訓練場	那覇駐屯地業務隊長

○中国地方整備局告示第五十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和七年七月二十二日

中国地方整備局長　杉中　洋一

第１　起業者の名称　岡山県

第２　事業の種類　県道倉敷笠岡線改築工事（岡山県倉敷市船穂町船穂字真弓砂地内から同市船穂町船穂字葛渕地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　岡山県倉敷市船穂町船穂字真弓砂、字葛渕及び字経﨑山地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「県道倉敷笠岡線改築工事及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、岡山県倉敷市船穂町船穂地内から同市玉島長尾地内までの延長2.9㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする県道改築工事及びこれに伴う市道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「県道倉敷笠岡線改築工事」（以下「本体事業」という。）は道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道倉敷笠岡線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により岡山県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により起業者である岡山県が道路管理者であること、既に本件事業を開始していることのほか、関連事業の施行に際し必要な道路管理者の同意を得ていることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、岡山県倉敷市を起点とし、同県笠岡市に至る総延長36.8㎞の路線である。

本路線は、倉敷市中心部から同市船穂地域や同市玉島地域を経由し、笠岡市に至る幹線道路であり、一般国道２号と並行する道路である。沿道には、住家、学校等が連たん・集積していることなどから、地域間を結ぶ幹線道路として重要な役割を果たしている。

しかしながら、本件区間に対応する路線（以下「現道」という。）は、岡山県が制定した「道路法に基づく県道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例（平成24年岡山県条例第80号）」（以下「岡山県条例」という。）に定める最小曲線半径を満たさないカーブや、車道幅員を満たさない狭小な区間が複数存在し、大型車の通行が極めて危険な状況にある。また、通学路に指定されているにもかかわらず、歩道が設置されていない区間があり、交通事故も発生していることから、自動車及び歩行者等の安全かつ円滑な交通に支障をきたしている状況である。

本件事業の完成により、現道における通過交通を本件区間が担うことなどから、現道における交通事故の発生を軽減し、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響について、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が同法等に準じて任意による環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質及び振動については法令に定められた基準等を満足するとされている。騒音については、環境基準を超える値がみられるものの、防音シートの設置や排水性舗装を行うことで環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記調査によると、本件事業の施行区域内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているブッポウソウ、アカモズ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミナミメダカ、ウズラ、ウラナミジャノメ、準絶滅危惧として掲載されているヤリタナゴ、コオイムシ、マガン、岡山県レッドデータブックに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているニホンイタチ、ツミ、準絶滅危惧として掲載されているチョウゲンボウ等その他これらの分類に該当しない学術上または希少性等の観点から重要な種（以下、単に「重要な種」という。）が確認されている。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキビヒトリシズカ、キンラン、イヌノフグリ、準絶滅危惧として掲載されているシラン、エビネ、アズマツメクサ、岡山県レッドデータブックに準絶滅危惧として掲載されているアワボスゲ、オオバイカイカリソウ等その他これらの分類に該当しない重要な種がそれぞれ確認されている。

本件事業がこれら動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息・生育環境が広く残されることなどから、影響は小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が９箇所存在するが、このうち６箇所については、岡山県教育委員会との協議の結果、発掘調査の必要はないことが既に確認されている。発掘調査が必要とされた３箇所のうち１箇所について既に発掘調査等が完了しており、残り２箇所についても岡山県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査を行い、記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本体事業は、岡山県条例による第３種第２級の規格に基づく４車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、その事業計画は同条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和49年12月６日に都市計画決定され、令和２年４月１日に変更決定された都市計画と、トンネル坑口付近、切土・盛土計画及び交差点形状等を除き基本的内容については整合しているものである。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は線形不良箇所、幅員狭小区間及び歩道がない区間が存在するほか、交通事故が発生しており、本件事業により安全かつ円滑な自動車交通及び歩行者等の安全な通行の確保を図る必要があることから、本件事業をできるだけ早期に施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岡山県倉敷市船穂支所

人事異動

内閣

（文部科学省大臣官房付）　文部科学事務官　木村　直人

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる

（スポーツ庁地域スポーツ課長）　文部科学事務官　大川　晃平

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる

（内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官）　内閣府事務官　井上　諭一

（文部科学省大臣官房総括審議官）　文部科学事務官　今泉　柔剛

（文部科学省国立教育政策研究所長）　同　森田　正信

（文化庁次長）　同　日向　信和

（内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官）　内閣府事務官（文化庁審議官）　文部科学事務官　原　克彦

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）

（文部科学省大臣官房付）　文部科学事務官（文部科学省総合教育政策局政策課長）　同　児玉　大輔

（文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域振興課長）　同　吉田　光成

（文化庁企画調整課長）　同　国分　政秀

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））同　村尾　崇

文部科学省に出向させる（各通）

（内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官）　内閣府事務官（文部科学省大臣官房総括審議官）　文部科学事務官（文化庁次長）　同　柿田　恭良

（内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官）　内閣府事務官（文化庁審議官）　文部科学事務官　淵上　孝

合田　哲雄

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）

（文部科学省大臣官房付）　文部科学事務官（文部科学省総合教育政策局政策課長）　同　塩田　剛志

神山　弘

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）（以上七月十五日）

小林万里子　藤吉　尚之

内閣府

皇嗣職宮務官　河野　太郎

願に依り本官を免ずる（各通）（六月三十日）　堀口　岳史

皇嗣職宮務官に任命する（各通）（七月一日）　佐々木克之　源関　小織

願に依り本官を免ずる（七月十日）　皇嗣職宮務官　牧野　将宏

皇嗣職宮務官に任命する（七月十一日）　藤原　智史

侍従に任命する（七月十四日）　増田裕一郎

願に依り本官を免ずる（七月十五日）　侍従　森川　泰敬

内閣事務官（内閣官房副長官補付）　池田　一郎

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）（以上七月十五日）　春山　浩康

最高裁判所

前橋地方裁判所判事・前橋簡易裁判所判事　門田　友昌

東京高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

東京簡易裁判所判事に補する　瑞宝小綬章を授ける（各通）　青山　外治

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　小野寺真也

最高裁判所事務総局総務局長を免ずる

前橋地方裁判所判事に補する　足立　保幸

前橋地方裁判所長を命ずる　荒木　善樹

前橋簡易裁判所判事に補する　安藤　五郎

前橋簡易裁判所判事に補する　池田　辰市

者に指名する　東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　清藤　健一

部の事務を総括する者の指名を解く

最高裁判所事務総局総務局長を命ずる　東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　松本　真

東京地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する（以上七月十五日）

○定年退官

判事兼簡易裁判所判事三角比呂は七月十四日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

叙位・叙勲

○叙勲

渡久地政司　中井喜代文　長谷川吉春　山口　智也　山田　金治

旭日双光章を授ける　相場　和子　阿久津清次　天野　得司

今井　美治　内川　昌英　大竹庄太郎　大谷　清治　氏原　義章

荻原　太郎　佐藤　逸雄　清水　勝義　大用　勝義　鈴木　俊

下門　浩　庄司　操　清家　豊二　新田　重雄　長谷川鉦三

爲成五月男　林　克己　松田　伸一　原　寛　水野谷　半

目黒　久　村上　悦夫　壬生　清司　森田喜代治　横手　康雄

柳澤　俊二　若原　和裕　渡邊　徹　綿貫章一郎

旭日単光章を授ける　板山　勝城　今西多賀雄　荻野　肇

尾崎　宗弘　草深　隆一　白石　五郎　鈴木　重之　鈴木　正慶　田中　昭光

田中　智　永井英一郎　畑中　利實

比嘉　得正　松本　正敏　宮田　實

村田　六郎

瑞宝小綬章を授ける（各通）　赤尾　巨隆　淺田　滋

青山　外治　阿部　悟士　阿部　礼記

足立　保幸　有馬　博徳　有岡　利幸

荒木　善樹　伊木喜代子　安藤　洋志

池田　辰市　糸川　貞之　市川　肇

稲葉　浩之　井上　忠明　井上　正廣

井上　芳隆　岩田　定子　犬童　繁

上原正次郎　臼井　淳逸　宇野　浩二

大槻　直佑　岡田　信隆　岡部　廣文

沖田　育正　沖津　佳景　荻原　智義

各務　孝男　柿田健一郎　柿沼　明子

賀城　進良　片田　直樹　加藤壽一郎

金澤平五郎　門倉　功　金子　義弘

神谷　守雄　金田　卓也　亀高　嘉彦

河崎　修　亀山　朝信　川崎　弘

河添　民子　川村　明彦　北野　敦美

木村　直傳　木村勢毅雄　吉良　圭助

久保　孝行　久保田義雄　窪田　吉造

兒島　一麿　外賀喜代彦　小林　憲夫

小原　徹也　小林　康毅　小峰　英二

近藤　康次　近藤　弘巳　郷原　実朗

後藤　俊輔　後町　廣志　齋藤　妙子

坂田　育治　齋藤　宗裕　佐瀬　文昭

佐藤　幹男　佐藤　正男　澤井　弘

重盛　一哉　椎名　文雄　柴田　壽和

清水　政文　島添盛太郎　新藤マスヱ

鈴木　清司　杉左近　正　瑞慶覧好信

関　俊朗　圖師　泰之　高井　博

高橋　基之　高島　近英　高林　満

武田　憲昭　武井　澄夫　竹林　健

立原　和雄　竹村　健一　田中　功

田中　羚兒　田中　久夫　種村アサ子

田村　健兒　田端　七郎　附田　得雄

鶴留　貞示　筒井日出夫　寺本　忠司

桃原　仁一　天満　哲雄　土岐　靖夫

戸崎貴美子　渡口　武正　冨田　榮

鳥越　敏之　富田　幸男　中田　祐一

中野　直樹　中村　祀　仲原　毅

中村　修　中村　哲雄　中村　正

中村　恒　中谷　孝彦　永田　章

奈良　雅之　西田　裕　根本　朋徳

野田　守彦　野田與次郎　橋井　泰子

長谷　敬　長谷川　昭　長谷川　治

波田野三男

服部　典男　濱田　洋　半藤　茂俊
樋口　祥巳　樋口　隆造　塚田　眞和
廣畑　幸男　深石　尚武　福家　忠美
本　嘉景　福山　力仁　田　良弘
藤井千津子　藤田　誠二　澤　二朗
古野柳太郎　細野　久子　谷　道雄
真栄平義己　牧　槙男　尾　三郎
松木　福雄　三浦　恒男　谷　達
美馬　宰　宮前　日王　村　伸之
室井　正光　森　久夫　上　和
福井　茂準　柳田　利久　柳田　宏弘

瑞宝単光章を授けるもの（以上七月一日）

矢野　正夫　山口　正夫　山添　榮造
山本　喜利　山本　妤隆　山脇　信正
結城　信熙　松本　正義　米倉　卓朗
鷲津　武　渡邊　賢吾　渡邊　猛雄
渡邊　恒男　渡邊　弘　渡辺　正嘉
岩瀬　昌弘　尾崎　恭子　黒沼　壽美
後藤　治作　佐々木　陸奥夫　塚原　勉
永　登　福田　惺子　吉川　新一

瑞宝双光章を授けるもの（各通）

瑞宝単光章を授けるもの（各通）（以上七月一日）

官　庁　報　告

産　業

日本産業規格

令和７年７月22日に下記の日本産業規格を制定、改正及び廃止したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和７年７月22日　　経済産業大臣　武藤　容治

記

制定された日本産業規格

（認定機関　一般社団法人日本鉄鋼連盟　申出）

鉄鉱石―ニッケル定量方法―第１部：ジメチルグリオキシム吸光光度法	M8223―1
鉄鉱石―ニッケル定量方法―第２部：鉄抽出分離原子吸光分析法	M8223―2
鉄鉱石―クロム定量方法―第１部：１，５―ジフェニルカルボノヒドラジド吸光光度法	M8224―1
鉄鉱石―クロム定量方法―第２部：鉄抽出分離原子吸光分析法	M8224―2
鉄鉱石―バナジウム定量方法―第１部：Ｎ―ベンゾイル―Ｎ―フェニルヒドロキシルアミン抽出分離吸光光度法	M8225―1
鉄鉱石―バナジウム定量方法―第２部：原子吸光分析法	M8225―2
鉄鉱石―熱割れ試験方法	M8722

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

伝動用及び搬送用ダブルピッチローラチェーン	B1803
内燃機関―小径ピストンリング―第２部：測定方法	B8032―2
内燃機関―小径ピストンリング―第９部：鋳鉄製キーストンリング	B8032―9
排水・用水用オゾン処理装置―仕様項目及びオゾン濃度測定方法	B9946
回転電気機械―第５部：外被による保護等級の分類	C4034―5

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

廃止された日本産業規格

（認定機関　一般社団法人日本鉄鋼連盟　申出）

鉄鉱石―ニッケル定量方法	M8223
鉄鉱石―クロム定量方法	M8224
鉄鉱石―バナジウム定量方法	M8225

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人松尾泰三の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年７月22日　　宇都宮地方法務局

元当局所属公証人加藤武志の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年７月22日　　長野地方法務局

元当局所属公証人佐藤美知幸の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年７月22日　　長野地方法務局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産管財人変更

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第３０２３号

大阪府泉佐野市南中樫井672番地１
清算株式会社　佐野第一交通株式会社
代表清算人　磯本　博之
１　決定年月日　令和７年７月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第３０１１号

大阪市中央区北浜１丁目１番９号
清算株式会社　北浜インベストメント株式会社
１　決定年月日　令和７年７月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１号

神奈川県座間市相模が丘１丁目40番15号
清算株式会社　株式会社ぴーぷる
代表清算人　大澤　敏男
１　決定年月日　令和７年７月４日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　清算株式会社は、別表記載の各協定債権者（以下、「各協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、別表記載の各協定債権額（以下、「各協定債権」という。）の各0.059756％の金員（ただし、小数点以下につき四捨五入）を弁済する。

２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額及びその他清算株式会社に対する一切の債権につき、その債務を免除する。

３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

４　本協定に基づく清算株式会社の各協定債権者に対する弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は各協定債権者の負担とする。

（別表省略）

以上

横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（ヒ）第３号

静岡県浜松市中央区高林３丁目７番39号
清算株式会社　株式会社杉商
代表清算人　杉浦　利栄
１　決定年月日　令和７年７月８日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　協定債権の定義

協定債権とは、会社法第515条第３項に定める債権をいう。

２　弁済方法

協定債権に対する弁済は、協定債権者が別途指定する口座に振り込んで支払う方法により行う。振込手数料は清算株式会社（以下、「会社」という。）の負担とする。

第２　権利の変更及び弁済方法

１　弁済

会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から１か月以内に、会社の財産から租税債権、清算費用等を控除した後の残額を、各協定債権の元本に応じて按分した額を弁済する。なお、１円未満の端数は切り捨てる。

２　債務の免除

会社は、上記１の弁済実行時に、協定債権のうち上記１の弁済額を控除した残額すべてにつき（利息及び遅延損害金、不履行による損害賠償及び違約金並びに清算手続参加の費用等を含み、これに限られない。）、全額の債務免除を受ける。

３　追加弁済

上記１の弁済実行後、会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は、速やかにこれを換価し、その換価費用その他の優先的債権等を控除した残額を追加弁済原資として、協定債権者に対し、上記１記載の方法により追加弁済を実行する。この場合においては、上記２に基づく残債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失う。

第３　共益的債権及び優先的債権の弁済

会社は、特別清算の手続のために会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する会社に対する費用請求権の共益的債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権その他一般の優先権がある債権並びに裁判所から支払いの許可を受けた債権は随時に弁済する。

以上

静岡地方裁判所浜松支部民事部

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生計画不認可

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十二日

札幌市中央区大通西二十一丁目一番一二号

（甲）合同会社Ｅｌｅｐｈａｎｔ

代表社員　柳町　克彦

札幌市中央区大通西二十一丁目一番一二号

（乙）合同会社Ｌｕｃｅ

代表社員　柳町　克彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.sanko-inc.co.jp/

（乙）http://www.kfs.cleans.jp/

令和七年七月二十二日

東京都千代田区神田駿河台三丁目三番地四

（甲）三幸株式会社

代表取締役　橋本　有史

千葉県木更津市かずさ鎌足二丁目三番地九

（乙）かずさファシリティサービス株式会社

代表取締役　高橋　政行

合併公告

左記会社のうち甲及び乙は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました（第一合併）。

また、左記会社のうち甲及び丙は、第一合併の効力発生を停止条件として合併して、甲は丙の権利義務全部を承継して存続し丙は解散することにいたしました（第二合併）。

これらの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十二日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

（甲）ＺＥＣ５合同会社

代表社員　ＺＥＣ２一般社団法人

職務執行者　鄭　武壽

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

（乙）ＧＳＳＧ　Ｓｏｌａｒ　Ｊａｐａｎ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ３ａ合同会社

代表社員　ＧＳＳＧ　Ｓｏｌａｒ　Ｊａｐａｎ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ３ａ一般社団法人

職務執行者　本郷　雅和

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

（丙）ＧＳＳＧ　Ｓｏｌａｒ　Ｊａｐａｎ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ４ａ合同会社

代表社員　ＧＳＳＧ　Ｓｏｌａｒ　Ｊａｐａｎ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ４ａ一般社団法人

職務執行者　本郷　雅和

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十一日

掲載頁　六十一頁（号外第一六〇号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十一日

掲載頁　六十一頁（号外第一六〇号）

（丙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十一日

掲載頁　六十一頁（号外第一六〇号）

（丁）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十一日

掲載頁　六十二頁（号外第一六〇号）

令和七年七月二十二日

東京都港区南青山一丁目一〇番三号

（甲）株式会社スタープレイヤーズ

代表取締役　西原　一将

東京都港区南青山一丁目一〇番三号

（乙）株式会社スタープレイヤーズ・レコーズ

代表取締役　西原　一将

東京都港区南青山一丁目一〇番三号

（丙）株式会社スタープレイヤーズ・ミュージックパブリッシング

代表取締役　西原　一将

東京都港区高輪二丁目一番九号

（丁）株式会社ＹＳカンパニー

代表取締役　西原　一将

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://www.ai-j.jp/ir/e-public-notice/

令和七年七月二十二日

東京都文京区西片一丁目一五番一五号

（甲）株式会社エーアイ

代表取締役　廣飯　伸一

大阪府大阪市淀川区西中島六丁目一番一号

（乙）株式会社ＡＴＲ－Ｔｒｅｋ

代表取締役　深田　俊明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年七月二十四日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.jri.co.jp

(乙) https://www.jais.co.jp

令和七年七月二十二日

東京都品川区東五反田二丁目一八番一号

(甲) 株式会社日本総合研究所

代表取締役　内川　淳

東京都世田谷区用賀四丁目五番一六号

(乙) 株式会社日本総研情報サービス

代表取締役　宮奥　学

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.inageya.co.jp

(乙) 掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月八日

掲載頁　二頁

令和七年七月二十二日

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

(甲) 株式会社いなげや

代表取締役社長　本杉　吉員

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

(乙) 株式会社サビアコーポレーション

代表取締役社長　大築　照樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.fancl.jp/

(乙) https://www.fancl.jp/

令和七年七月二十二日

横浜市栄区飯島町五三番地

(甲) ニコスタービューテック株式会社

代表取締役　田中　芳幸

横浜市中区山下町八九番地一

(乙) 株式会社ファンケルラボ

代表取締役　田中　芳幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.kmkmkm-123.jp/077v9hp/index.html

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月二十二日

神奈川県川崎市川崎区小島町六番地二

(甲) 大陽日酸ＡＴＩ株式会社

代表取締役　渕上　慶太

青森県八戸市売市三丁目七番二六号

(乙) 有限会社青森カシマソフトウェア

代表取締役　滝沢　健

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　一七三頁（号外第一四六号）

(乙) 掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　一〇五頁（号外第一四六号）

令和七年七月二十二日

愛知県名古屋市中区栄三丁目三番一号

(甲) 株式会社丸栄

代表取締役　小県　昌彦

愛知県名古屋市中区錦三丁目二三番一八号

(乙) 興和ファシリティマネジメント株式会社

代表取締役　深津　越雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終の事業年度はありません。

令和七年七月二十二日

名古屋市中区正木四丁目8番7号

(甲) 株式会社コスモス

代表取締役　安田　凌也

名古屋市緑区大高町字杁前２４番地２

(乙) 合同会社ベガ

代表社員　株式会社ＭＯＯＮ

職務執行者　岩崎　恭成

合併公告

左記会社のうち甲及び乙は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました（第一合併）。

また左記会社のうち甲及び丙は、第一合併の効力発生を停止条件として、第一合併の効力発生直後に合併して、甲は丙の権利義務全部を承継して存続し丙は解散することにいたしました（第二合併）。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月二十二日

掲載頁　三頁

(乙) 確定した最終事業年度はありません。

(丙) 掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月二十二日

掲載頁　三頁

令和七年七月二十二日

名古屋市港区十一屋二丁目四八番地

(甲) 株式会社サンテック産業

代表取締役　井上　幸一

東京都渋谷区渋谷一―三―一八ビラ・モデルナＡ四〇二

(乙) 株式会社ＮＧＴＧ１２

代表取締役　新居　英一

名古屋市熱田区六番二丁目六番二五号

(丙) 株式会社サンリツ

代表取締役　大橋　俊之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十二日

大阪府堺市北区奥本町二丁四番一号谷コンパクトオフィスＤ号室

(甲) 合同会社コスモス

代表社員　山中　竜

大阪市中央区内平野町一丁目二―九グランドビル大手前三階三〇四号

(乙) 合同会社銀河

代表社員　山中　竜

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の警備事業等に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十三日

掲載頁　九頁

(乙) http://www.fujitsu.com/jp/group/fho/

令和七年七月二十二日

東京都千代田区四番町四番地二ＢＡＮビル三階

(甲) ＡＬＳＯＫファシリティーズ株式会社

代表取締役　鈴木　一三

川崎市中原区下小田中二丁目一二番五号

(乙) 富士通ホーム&オフィスサービス株式会社

代表取締役　髙須　恵一

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社アルミック（乙、住所岐阜市薮田南四丁目一番一五号）の建材事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十三日

掲載頁　二頁

令和七年七月二十二日

岐阜県羽島市堀津町須賀北一丁目七五番地一

株式会社アルミック

代表取締役　谷藤　昌樹

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社アルミック（乙、住所岐阜市薮田南四丁目一番一五号）のアドサイン事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十三日

掲載頁　二頁

令和七年七月二十二日

岐阜市薮田南四丁目一番一五号

株式会社アルミックアドシステム

代表取締役　柳原　義人

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のホテル事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年九月一日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　毎日新聞

掲載の日付　令和七年五月二十八日

掲載頁　十七頁

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十四日

掲載頁　一三二頁（号外第一六一号）

令和七年七月二十二日

岡山県岡山市北区本町六番三六号

（甲）丸田産業株式会社

代表取締役　伊原木省五

岡山県岡山市北区本町六番三六号

（乙）株式会社天満屋ホテルズアンドリゾーツ　代表取締役　伊原木一衛

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ブライトリンク（住所東京都渋谷区代官山町二〇番二三号ＦｏｒｅｓｔｇａｔｅＤａｉｋａｎｙａｍａＭＡＩＮ棟三階）に対して当社のローカル検索マーケティングツール「Ｕｂｅｒａｌｌ」の国内統括代理店事業及びＳＮＳなどを活用した認知から推奨までの顧客体験マネジメント事業を除く一切の事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.recovery-run.jp/

令和七年七月二十二日

東京都渋谷区代官山町二〇番二三号ＦｏｒｅｓｔｇａｔｅＤａｉｋａｎｙａｍＡＩＮ棟三階　株式会社リカバリー

代表取締役　原口　浩一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

総社員の同意の取得は令和七年六月十一日に得ております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十二日

北海道夕張郡長沼町東町南二丁目二番一六号

合同会社ＰＩＥＭＥ

代表社員　中村　直弘

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十二日

東京都国立市東一丁目一八番地の七

合同会社オレンジポピー

代表社員　戸邉　礼美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十二日

東京都北区上十条二丁目一三番一号

合資会社山口商店

代表社員　山口　篤男

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十二日

大阪市北区東天満二丁目二―一五第六新興ビル四〇五号室

合同会社アート・エージェンシー＆ｆ

代表社員　井上　健次

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十二日

大阪市都島区片町一丁目五番一三号大手前センチュリービル四階　合同会社ｍ＆Ｈ

代表社員　宮本ちさと

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十二日

鹿児島市長田町四番一二号

合同会社さつき

代表社員　城　聖正

効力発生日変更公告

当社は、令和七年八月一日予定の株式交換の効力発生日を令和七年八月五日に変更いたしましたので公告します。

令和七年七月二十二日

埼玉県川口市戸塚南二丁目一番四〇号

株式会社テラヤマ

代表取締役　寺山　樹生

効力発生日変更公告

当社は、令和七年八月三十一日予定の吸収合併の効力発生日を令和七年十月三十一日に変更いたしましたので公告します。

令和七年七月二十二日

千葉県船橋市前原西一丁目三二番一号

株式会社ＭＪＯ

代表取締役　杉橋　浩一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.sasaki-construction.co.jp/

令和七年七月二十二日

茨城県土浦市真鍋一丁目一六番二四号

佐々木建設株式会社

代表取締役　佐々木征史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月二十三日

掲載頁　五十六頁（号外第一一四号）

令和七年七月二十二日

東京都新宿区市谷田町二丁目一七番地

アノテーションサポート株式会社

代表取締役　河内　将弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千円減少し、減少する資本金の額のうち二千四百九十九万五千円を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月二十二日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階　株式会社ＢＣＪ―86

代表取締役　杉本　勇次

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百一万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://e-kokoku.biz/enax/

令和七年七月二十二日

東京都文京区春日二丁目一二番一二号

エナックス株式会社

代表取締役　桜井　雄司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億二千四百九十八万円減少し、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月二十五日であり、株主総会の決議は、令和七年八月十八日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和六年十二月九日

掲載頁　一二二頁（号外第二八五号）

令和七年七月二十二日

京都市左京区吉田下阿達町四六番地二九

Link Therapeutics株式会社

代表取締役　河村　透

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一万円減少し三百一万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月二十五日であり、社員総会の決議は、令和七年八月二十五日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十二日

大阪府四條畷市西中野三丁目一番三一―一〇〇四号

合同会社見市実業

代表社員　見市　昌弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、株主総会の決議は、令和七年六月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.bss.jp/koukoku/

令和七年七月二十二日

鳥取県米子市西福原一丁目一番七一号

株式会社山陰放送

代表取締役　坂口　吉平

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を千六百億円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　一五三頁（号外第一四四号）

令和七年七月二十二日

東京都中野区中野四丁目三番二号

株式会社丸井

代表取締役　青野　真博

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年七月三十一日

掲載頁　七頁

令和七年七月二十二日

東京都新宿区新宿五丁目一七番一八号

株式会社保険見直し本舗グループ

代表取締役　臼井　朋貴

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年八月二十七日を効力発生日とする美義工業株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを停止条件として、資本準備金の額について、本株式交換による増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月二十二日

岐阜県美濃市大字保木脇字神明下四〇三番地一

有限会社美義工業

代表取締役　神園　秀昭

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千百万円、資本準備金の額を一億一千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月三十日

掲載頁　六十七頁（号外第一二〇号）

令和七年七月二十二日

東京都練馬区東大泉一丁目三〇番一三号

株式会社芳月

代表取締役　加藤　文則

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額及び資本準備金の額をそれぞれ一千五十万円減少し、それぞれ四百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月二十二日

神奈川県横浜市中区不老町二丁目一一番地

八税経研修センター三階　株式会社ＬＡＭ

代表取締役　冬木　里緒

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十八億円、資本準備金の額を十八億円それぞれ減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月十九日

掲載頁　六十七頁（号外第一〇九号）

令和七年七月二十二日

名古屋市中村区名駅五丁目二五番八号・

イオンビッグ株式会社

代表取締役　三浦　弘

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしますので公告いたします。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月二十二日

鳥取県鳥取市南栄町三四番地

日ノ丸印刷株式会社

代表取締役　松下　顕吾

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月二十二日

徳島市論田町本浦下八四番地

株式会社徳島ダイハツモータース

代表取締役　篠原　茂

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である石田泉が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十二日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号明治安田生命ビル二一階

６５グリーン・ジャパン・エルエルシー

日本における代表者　石田　泉

債権申出の公告（第二回）

当法人の清算人は、令和七年六月三十日、千葉地方裁判所佐倉支部により選任されましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年七月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

千葉県白井市復字六七四番地

鳥見神社

東京都中央区銀座一丁目一三番四号大和銀座一ビル二階トゥエルブ法律事務所

清算人　弁護士　上松　真林

債権申出の公告（第三回）

当社は、令和七年七月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年七月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

兵庫県神戸市須磨区弥栄台四丁目一番三

モンノ株式会社

確定給付企業年金清算人　山﨑　潤

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三百三十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0100/index.html

令和七年七月二十二日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク

ヒルズ仙石山森タワー四〇階

アブレフ・ジャパン・ワン特定目的会社

取締役　ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二千八百三十一万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0101/index.html

令和七年七月二十二日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク

ヒルズ仙石山森タワー四〇階

アブレフ・ジャパン・ツー特定目的会社

取締役　ベネット佳恵子

訂正公告

令和七年六月二十四日（号外第一四一号）掲載の神果神戸青果株式会社に係る第六十七期決算公告（枠組）中、「（うち当期純損失）」とあるは「（うち当期純利益）」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月二十二日

扱　店

取消公告

令和七年六月二十五日掲載の合併公告及び令和七年六月二十五日掲載の乙の合併につき株券等提出公告は取消します。

令和七年七月二十二日

愛知県一宮市浅野字大曲り三〇番地三

（甲）株式会社ファルマリンク

代表取締役　根本　聡

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

（乙）株式会社クローバー

代表取締役　松枝　秀和

正　誤

令和六年三月十五日（号外第五十八号）こども家庭庁告示第三号（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

二ページ改正後欄一行目から五行目までは次のとおりの誤り。

一　指定通所支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）及び基準該当通所支援（法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児通所給付費等単位数表第1、第3、第4及び第5により算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額を算定するものとする。

三ページ改正後欄一行目から二八行目までは次のとおりの誤り。

二　前号の規定にかかわらず、次に掲げる指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第四条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、令和九年三月三十一日までの間、それぞれ次に掲げる額を算定するものとする。

イ　旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第五号。以下「一部改正府令」という。）附則第四条及び第五条の規定によりなお従前の例によるものとされた主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所（指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）において難聴児に対し行う指定児童発達支援　別表2経過的障害児通所給付費等単位数表第1により算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額

ロ　旧主として重症心身障害児（法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所（一部改正府令附則第二条及び第三条の規定によりなお従前の例によるものとされた指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）又は旧指定発達支援医療機関（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）附則第四条第二項の規定により一部改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものをいう。以下同じ。）において肢体不自由（法第六条の二の二第二項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）又は重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援　別表2経過的障害児通所給付費等単位数表第3により算定する単位数に十円を乗じて得た額

ハ　旧指定医療型児童発達支援事業所（一部改正府令附則第二条及び第三条の規定によりなお従前の例によるものとされた指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）又は旧指定発達支援医療機関（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）附則第四条第二項の規定により一部改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものをいう。以下同じ。）において肢体不自由（法第六条の二の二第二項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）又は重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援　別表2経過的障害児通所給付費等単位数表第3により算定する単位数に十円を乗じて得た額

三　前二号の規定により、指定通所支援又は基準該当通所支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。

一〇〇ページ改正後欄一行目から八行目までは次のとおりの誤り。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の二第二項第一号の規定に基づき、指定入所支援（同条第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児入所給付費単位数表第1の1（注5から注6までを除く。）、2及び4から12までにより算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1の1（注5から注6までに限る。）及び3により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第2により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。

［二　略］